

諏訪圏域における医療及び介護の体制整備に係る協議の場

開催結果（報告）

平成 29 年 12 月 13 日

諏訪保健福祉事務所

1 日時 平成 29 年 12 月 12 日（火）午後 7 時から 8 時 30 分まで

2 場所 諏訪合同庁舎講堂

3 設置の目的、協議内容等

別添「諏訪圏域における医療及び介護の体制整備に係る協議の場設置要綱」

「医療と介護の協議の場での対応方針について」

「追加的需要及び介護医療院への転換見込等」のとおり。

4 協議結果

諏訪広域連合から提出のあった別添「第 7 期介護保険事業計画における H32 年度までの療養病床からの追加的需要に対する考え方」を了承した。

諒訪圏域における医療及び介護の体制整備に係る協議の場設置要綱

(設置目的)

第1 医療及び介護の体制整備に係る協議の場（以下、「協議の場」という。）は、医療介護総合確保推進法に基づく、「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」（平成26年厚生労働省告示第354号）に基づき、第7次保健医療計画における在宅医療の整備目標（以下、「整備目標」という。）と、第7期市町村介護保険事業計画及び長野県高齢者プラン（第7期介護保険事業支援計画）における介護サービスの種類ごとの見込み量（以下、「見込み量」という。）の整合性の確保について、県、保険者である市町村・広域連合及び医療関係者が協議を行い、地域における医療と介護の総合的な確保を図ることを目的とする。

(組織・運営)

第2 協議の場は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 介護保険者である諒訪広域連合
- (2) 市町村の医療・介護担当部署
- (3) 岡谷市医師会長、諒訪市医師会長、諒訪郡医師会長

2 協議の場の座長は、医師会長が行う。

(協議事項)

第3 協議の場において、協議の対象となる事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保健医療計画と介護保険事業（支援）計画で対応すべき需要について

2025年における慢性期機能からの転換分を含めた介護施設・在宅医療等の追加的需要（※）（以下、「追加的需要」という。）について、外来医療・在宅医療・介護サービス（施設サービス、居宅サービス）のいずれで対応するかの調整を行う。

（※）長野県地域医療構想に定めた、在宅医療等の必要量のうち、将来においては、適切な受け皿整備を前提に、病床以外の介護施設・在宅医療等で対応するとしたもの。

- (2) 県と介護保険者の役割分担について

（1）により調整した追加的需要について、整備目標や見込み量への具体的な反映方法の調整を行う。

- (3) 目標の達成状況の評価について

次期計画（第7次保健医療計画の中間見直しと、第8期介護保険事業（支援）計画）の策定の際、両計画の目標・見込み量の達成状況を共有する。

(会議)

第4 協議の場は、保健医療計画、市町村介護保険事業計画及び長野県高齢者プラン（介護保険事業支援計画）の策定の年度に開催する。

(協議の結果の尊重)

第5 協議の場において調整した内容を踏まえ、県及び保険者である市町村・広域連合は、保健医療計画、介護保険事業計画及び長野県高齢者プラン（介護保険事業支援計画）を策定するものとする。

(事務局)

第6 協議の場の事務局を保健福祉事務所福祉課におく。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、協議の場の運営に必要な事項は、保健福祉事務所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月12日から施行する。

諏訪圏域における医療及び介護の体制整備に係る協議の場 出席者名簿

12月12日(火)19時～ 県諏訪合同庁舎講堂(敬称略)

区分	団体、機関名	役職名	氏名
医師会	岡谷市医師会	会長	山田 雄三
	諏訪市医師会	会長	小松 郁俊
	諏訪郡医師会	会長	鈴木 正
介護保険者	諏訪広域連合	介護保険委員会 委員長	知見 秀雄
		介護保険委員会 サービス部会長	井上 憲昭
		介護保険課長	小池 博幸
市町村	岡谷市	健康推進課長	中村 良則
	諏訪市	高齢者福祉課長	山田 早百合
	茅野市	高齢者・保険課長	両角 勝元
	下諏訪町	健康福祉課長	増澤 功生
	富士見町	住民福祉課長	上原 万智子
	原村	保健福祉課長	小島 早苗
(事務局) 諏訪保健福祉事務所	所長	白井 祐二	
	副所長兼総務課長	熊谷 健吉	
	企画幹兼福祉課長	西村 浩	

医療と介護の協議の場での対応方針について

1 基本的な考え方

- 協議の対象である 2025 年の介護施設・在宅医療等の追加的需要（以下、「追加的需要」という。）のうち、療養病床からの追加的需要については、療養病床から介護保険施設への転換をもって対応することを基本とする。なお、転換で対応できない追加的需要については、各保険者における介護サービス見込み量の推計状況や在宅医療を提供する医療機関が受け持つ患者の状況を踏まえ、地域ごとに対応方法を検討する。

※一般病床の医療資源投入量 175 点未満の追加的需要については、厚生労働省通知において外来医療での対応分として整理するとされているため、特段の対応は行わない。

- 平成 32 年（2020 年）度における医療計画の在宅医療の整備目標と介護保険事業計画の見込み量の整合性を確保する。

2 具体的な対応方法

（1）療養病床からの追加的需要

在宅医療又は介護サービス（在宅サービス・居住系サービス）で対応するものとし、平成 32 年度の追加的需要の人数を確認する。 →一覧表の【ア】

（2）介護保険施設への転換の把握

① 介護療養病床

・各保険者における平成 32 年度の介護療養病床のサービス見込み量を確認する。

→一覧表の【オ】

・県で実施した転換意向調査結果を踏まえた平成 32 年度の介護保険施設への転換病床数を確認する。 →一覧表の【イ】

② 医療療養病床からの転換分

・県で実施した転換意向調査結果を踏まえた平成 32 年度の介護保険施設への転換病床数を確認する。 →一覧表の【ウ】

・平成 33～35 年度の間に転換するものについては、第 8 期の保険料算定で対応するものと整理。

③ 一般病床から介護保険施設への転換

・各保険者において、意向を把握する。

・平成 33～35 年度の間に転換するものについては、第 8 期の保険料算定で対応するものと整理。

（3）追加的需要への対応

（1）の追加的需要に対して、（2）で確認した介護保険施設への転換病床数の合計が上回っているかを確認する。

① 上回っている場合 →一覧表の【エ】のプラス

追加的需要に対する受け皿は、療養病床から介護保険施設への転換分で確保されているものとする。

② 下回っている場合 →一覧表の【エ】のマイナス

追加的需要に対する受け皿が療養病床から介護保険施設への転換分で確保されていないため、差分を在宅医療又は介護サービスで対応するかの調整を行う。

【調整の例】

- ・現行の在宅医療を提供する医療機関が受け持つ患者数等を把握し、今後の高齢化による在宅医療需要の増加を踏まえた上で、追加的需要に対応する余地があるかを検討する。
- ・介護保険施設の利用率等を把握し、今後の高齢化による介護サービス需要の増加を踏まえた上で、追加的に対応する余地があるかを検討する。
- ・在宅医療・介護サービス提供者や介護保険者の状況を踏まえた上で、在宅医療又は介護サービスのどちらで対応するかを協議し決定する。

(4) 第7期介護保険事業計画のサービス見込み量及び第7次医療計画の在宅医療の整備目標（平成32年度まで）への反映

ア 介護保険事業計画のサービス見込み量への反映

① (3) ①の場合

i 介護療養病床の見込み量から介護医療院の見込み量への移行

平成30年度：平成32年度の介護療養病床の見込み量の1／6

平成31年度：平成32年度の介護療養病床の見込み量の2／6

平成32年度：平成32年度の介護療養病床の見込み量の3／6

なお、介護医療院への具体的な転換予定期を踏まえ、当該転換分を上回る見込み量とすること。

ii 医療療養病床等の健康保険適用施設から介護保険施設への転換分を見込み量へ反映

② (3) ②の場合で、介護サービス（在宅サービス・居宅系サービス）で対応することとした追加的需要

i 上記①i・iiに加え、対応すべき追加的需要について、各保険者において、どのサービスで対応するかを調整し、サービス見込み量に反映させる。

なお、サービス見込み量に反映させる場合の介護度別については、当該サービスにおける利用者の状況を踏まえるものとする。

イ 医療計画の在宅医療の整備目標への反映

2 (3) ②の場合で、在宅医療で対応することとした追加的需要を在宅医療の整備目標へ反映させる。

4 協議の進め方

(1) 協議の場の開催まで

「2具体的な対応方針」を踏まえ、市町村ごとに対応を検討する数値等を取りまとめ。

(2) 協議の場の開催

- ・取りまとめた内容について医師会等の関係者を交え協議。
- ・対応方針に疑義が生じた場合は、具体的な対応方針を検討の上、再度協議の場を開催（持ち回り開催等を検討）し、合意を得る。

5 協議結果の反映等

- ① 協議の結果は介護支援課で取りまとめを行う。
- ② 追加的需要の対応方法について、二次医療圏（老人福祉圏域）ごとに取りまとめ、その結果を医療計画へ反映させる。
- ③ 各保険者においては、介護支援課へ報告した内容を介護保険事業計画に反映させる。
- ④ 33～35年度に発生する追加的需要については、医療計画の中間見直し及び第8期介護保険事業計画の策定時に協議の場を開催し、対応方針等を協議する。

追加的需要及び介護医療院への転換見込等

※1 追加的需要:2025年の介護施設・在宅医療等の追加的需要の機械的試算(患者住所地ベース)

※2 転換意向調査結果のうち、転換未定分を含み、病床削減分を加味した病床数

市町村 /圏域	年齢	在宅医療等 追加的需要(療養病床分)※1	H37		整備目標 (療養病床分)		介護医療院への 転換見込※2		介護医療院等の健康保 険適用施設から介護病床 施設への転換見込み		差分		介護医療病床 見込量	追加的需要 (一般病床分)	(参考)			
			医療区分1 70%	地域差	H32	H35	H29	H32まで D=B×3/8	H35まで E	H	G	H	I= F+H-C	H35まで L	C3未満	訪問診療	老健	
佐 久	一	2,847	174,69	159,23	15,45	65	132	134	94	86	0	0	29	△ 46	116,00	149,16	1,633,76	889,40
上 小	一	2,341	200,64	87,98	112,66	75	151	156	133	133	4	4	62	△ 14	151,00	169,09	1,126,64	844,64
諫 訪	一	2,535	93,47	87,14	6,33	35	70	14	6	6	0	0	△ 29	△ 64	13,00	97,37	1,464,89	879,27
上伊那	一	2,225	82,40	74,65	7,75	31	61	114	66	66	0	0	35	5	125,00	75,56	1,280,82	786,22
飯 伊	一	2,115	122,86	119,70	3,15	47	92	224	224	224	0	0	177	132	209,00	76,15	1,159,86	756,14
木 曾	一	405	22,14	22,14	0,00	8	17	24	24	24	0	0	16	7	27,00	21,99	203,14	157,73
松 本	一	5,016	151,24	151,24	0,00	57	113	159	139	139	0	0	82	26	196,00	232,59	2,931,98	1,700,20
大 北	一	812	14,34	14,34	0,00	5	11	6	6	6	0	0	1	△ 5	11,00	37,66	476,50	283,49
長 野	一	6,271	497,33	304,44	192,89	188	371	216	215	215	0	0	27	△ 156	276,00	343,96	3,139,48	2,290,23
北 信	一	815	13,91	13,91	0,00	5	11	17	17	17	0	0	12	6	48,00	57,31	352,66	391,12
県 計	一	25,382	1,373,02	1,034,78	338,24	516	1,029	1,063	924	916	0	0	412	△ 109	1,172,00	1,260,82	13,769,73	8,978,43

○転換意向調査結果のうち、具体的な転換意向等のある医療機関(介護医療院及び介護医療院関係)

圏域	医療機関名	介護医療病床から介護医療院以外への転換			介護医療病床から 介護医療院への転換			介護医療病床がも る健康保険適用施設から介護医療施設への転換	
		転換病床数	転換後の病床種別	転換時期	転換病床数	転換時期	転換病床数	現在の病床種別	転換後の介護医療施設
佐 久	佐久市立国保浅間総合病院	40	療養病棟入院基本料1(20:1)	H30					
上 小	医療法人健静会上田病院	23	療養病棟入院基本料1(20:1)	H30					
	医療法人緑風会竹津診療所								
諫 訪	諫訪城東病院	8	療養病棟入院基本料1(20:1)	H30					
上伊那	医療法人曉会仁愛病院	14	病床削減	H31					
松 本	松本市国保直営会田病院	20	病床廃止	H29末					
計		139			6		4		

第7期介護保険事業計画におけるH32年度までの療養病床からの追加的需要に対する考え方

1 追加的需要に対する考え方

追加的需要の差分については、基本的に介護老人保健施設が受け皿になると考
える。(別表1 参照)

塩嶺病院が廃止された際、12人の退院先は、老人保健施設へ入所は6人(50.0%)、
入院1人(8.3%)、有料老人ホーム2人(16.7%)、在宅3人(25.0%)となっ
ている。(表1 参照)

第7期の医療構想での療養病床からの追加的需要不足分29人が見込まれている
が、上記の按分で見込むと、介護老人保健施設14.5人、医療機関(入院)2.4人、
有料老人ホーム4.8人、在宅7.3人となる。(表2 参照)

《表1》
療養型病床廃止に伴う退院先

施設名	田中クリニック	塩嶺病院		
廃止年月日	H27.8.1	割合	H27.10.6	割合
廃止時の利用者数	23	100%	12人	100%
退院先				
入院	19	82.6%	1人	8.3%
老健	3	13.0%	6人	50.0%
有料老人ホーム	1	4.4%	2人	16.7%
在宅	0	0.0%	3人	25.0%

《表2》
追加的需要差分29人を塩嶺病院
を参考に按分した場合

退院先	追加的需要 按分人数
追加的需要差分	29人
入院	2.4人
老健	14.5人
有料老人ホーム	4.8人
在宅	7.3人

2 追加的需要に対する対応

表2は理論的な按分人数であるが、基本的には介護老人保健施設が受け皿にな
ると考え、第7期介護保険事業計画においては次のとおり見込んでいる。

- ・介護老人保健施設では認定者の伸び率や稼働率、整備計画などから26.2人の
対応が可能。
- ・24時間対応型サービス(定期巡回・随時対応訪問介護看護、看護小規模多機能
居宅介護等)では認定者の伸び率や利用状況などにより、重点的に整備を
進めることで、在宅の2.8人の対応が可能。

《表3》 第7期介護保険事業計画による対応の見込

サービス種類	第6期計画中の整備状況		第7期計画中の整備見込		第7期末(H32)の利用見込		追加的需要対応 見込(29人)
	事業所数	月の利用者数	事業所数	月の利用者数見込	事業所数	月の利用者数見込	
定期巡回・随時対応訪問介護看護	3	57	+3	+60	6	117	
小規模多機能型居宅介護	16	376	-	-	16	376	
看護小規模多機能型居宅介護	-	-	+2	+47	2	47	(在宅) 2.8人
24時間対応型サービス	19	433	+5	+107	24	540	
有料老人ホーム	14	667	+3	+111	17	778	
介護老人保健施設			別表1のとおり				26.2人

医療と介護の体制整備に係る養病床からの追加的需要に対する考え方

政治的問題はアーヴィング医師院への赴恰見況等

H29.12
訪広域連合介護保険課

諮詢訪文域連合介保謹

【第7期事業計画における介護老人保健施設で△29を対応する場合の見込み】

（单位：人）

事業別回認定者数推移							H28・H29は「介護保険事業状況報告9月末現在」、H30以降	
	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2023)	伸び率	
認定者数	2,545	2,494	2,662	2,712	2,763	2,894		
認定者数	4,508	4,602	4,739	4,814	4,901	5,169		
認定者数	3,608	3,674	3,824	3,908	3,998	4,236		
認定者数	8,116	8,276	8,563	8,722	8,899	9,405		
認定者数	17.1	17.2	17.8	18.1	18.2	19.6		

※H28・H29は「介護保険事業状況報告」(9月末現在)、H30以降は各年9月末時点の推計値

介護老人保健施設利用者数(月報様式1の5(14))										(単位:人)				
	3月利用	4月利用	5月利用	6月利用	7月利用	8月利用	9月利用	10月利用	11月利用	12月利用	1月利用	2月利用	網掛け月計	合計
平成28年	841	861	847	799	779	803	766	800	786	774	822	805	3,987	9,509
平成29年	797	823	708	789	795	822	788						5,522	

*すばら、吉仲たち(58巻)は、H28年春

②直近1年間の利用者数1月当たり平均 9,500人 (H28.10月利用)

1月当たり利用平均	792人	÷	老健整備数	866人	=	平均稼働率	91.5%
-----------	------	---	-------	------	---	-------	-------

※介護老人保健

施設の年間平均稼働率を91.5%と見込む。

老健整備数	866	平均稼働率	91.5%	認定者数伸込率	107.5%	=	H32利用者推計 851.8人
-------	-----	-------	-------	---------	--------	---	--------------------

※H32の介護老人保健施設利用推計を稼働率及び認定者数伸び率から、851.8人と見込む。

※H32の介護老人保健施設利用者推計に追加的需要の差分を上乗せし、H32介護老人保健施設必要数とし、整備数を差引いて追加的需要の不足分を△2.8人と見込む。

H32老健推計	H32までの差分	H32必要分推計	老健整備数	第7期老健整備	追加の需要不足分
85.8人	+ 29人	= 880.8人	- (886.0人)	+ 12.0人)	= △2.8人
					受入可能人数